

公告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和7年11月14日

収支等命令者

佐賀県総務部行政デジタル推進課長 土 井 慎 一

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約名 佐賀県公共ネットワークニュー寺元ビル接続に係る回線サービス契約
- (2) 契約の仕様 佐賀県公共ネットワークニュー寺元ビル接続に係る回線サービス仕様書のとおり
- (3) 提供の時期 契約締結の日から令和8年2月27日までにサービスを開始すること。
サービス開始から佐賀県または事業者から解約の申出があるまで、本役務を継続すること。
- (4) 履行場所 佐賀県公共ネットワークニュー寺元ビル接続に係る回線サービス仕様書で佐賀県が指定する場所。

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加する者の資格は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 5 号に規定する電気通信事業者であること。
- (8) 総務省に届け出た契約約款に基づいて本サービスを提供することが可

能であること。

- (9) 過去5年以内に同種の業務（広域イーサネットもしくは光ファイバの芯線貸しを用いた閉域網接続サービスに限る。）を1年以上継続して履行した実績を有すること。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県総務部行政デジタル推進課 情報監理担当（新館6階）

電話番号 0952-25-7038

電子メールアドレス network@pref.saga.lg.jp

(2) 入札説明書及び入札関連様式等の交付方法及び交付期間

令和7年11月14日（金）から11月27日（木）まで佐賀県ホームページ（<http://www.pref.saga.lg.jp/>）に掲載するとともに、(1)の部局において随時交付する（土曜日及び日曜日を除く。）。

(3) 入札説明書等に対する質問書の受付等

本契約の内容及び入札手続等に関する質問については、別に定める質問書に質問内容を記載し、令和7年11月20日（木）午後5時までに(1)のメールアドレスへ送信すること。

回答は、令和7年11月21日（金）までに、質問者及び同日までに競争入札参加確認申請書を提出した者に電子メールにより回答を送付する。

なお、回答日時以降に競争入札参加確認申請書の提出があった場合は、その都度電子メールにより回答を送付する。

(4) 競争入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、イの提出

期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書に会社概要書（パンフレット等）、誓約書、担当者届、同種業務の履行実績調書、電気通信事業に係る登録書、届出書又は報告書の写しを添付した上で、(1)まで郵送し、又は持参し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出期限

令和7年11月20日（木）午後5時（郵送の場合には、書留郵便により提出期限までに必着のこと。）

期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和7年11月21日（金）までに通知する。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年11月27日（木）午前9時30分（入札を郵送で行う場合には、外封筒に「佐賀県公共ネットワークニュー寺元ビル接続に係る回線サービス契約」と表書きし、内封筒に入札書を封入して簡易書留で郵送すること。また、令和7年11月26日（水）午後5時までに(1)に必着のこと。）

なお、変更の場合は、入札参加者に対し別途連絡する。

イ 場所

佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新館 6階 行政デジタル推進課内会議室

なお、変更の場合は、入札参加者に対し別途連絡する。

(6) 入札方法に関する事項

ア 入札は、入札書（様式5）により、本人又はその代理人が行うものと

する。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に委任状（様式6）を提出するものとする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に100分の110を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額に110分の100を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

ウ 入札価格の表示はアラビア数字を用い、頭初に「金」を、末尾に「円」を記入し、又は頭初に「¥」の記号を、末尾に「—」の記号を付記すること。

エ 入札書には、役務を提供する場所すべての通信回線使用料（12 か月）及び初期費用の合計額を記載すること。また、契約の期間にかかわらず解約金が別に発生しないこと。

(7) 入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。）第103条第1項の規定に基づき、入札書に記載する総額に100分の110を乗じて得た金額の100分の5以上に相当する金額の入札保証金を納入すること。ただし、当該競争入札について佐賀県を被保険者とする入札保証保険契約（入札書に記載する総額に100分の110を乗じて得た金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合、又は国・地方公共団体等との間において、当契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合は、入札者は入札

保証金の納付を免除し、又は一部を減額のうえ入札に参加することができる。

イ 入札保証金の納付に代えて、規則第 104 条第 1 項の規定に基づき、次の(ア)から(カ)までに掲げる価値の担保を供することができる。

(ア) 国債又は地方債 額面金額（割引債券にあつては、時価見積額）

(イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の 10 分の 8 以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。） 券面金額

(エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から 1 月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額）

(オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

(8) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(9) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提出した者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低

の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者となるべき者を決定するものとする。

この場合においては、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいないとき（入札価格のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合）は、直ちに再度入札を行う。

ただし、郵便により入札書を提出した者が開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、改めて行う。

エ 入札は3回を限度とし、落札者がいない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがある。

オ 落札者となるべき者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、調査の上、その者を落札者としなないことがある。

なお、調査に当たっては、見積内訳書等の資料の提出を求めるものとする。

(10) 契約条項を示す場所

(1)に同じ。

(11) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

なお、無効入札とされた者は、再度の入札に加わることができない。

ア 参加する資格のない者

イ 競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者

ウ 当該競争入札について不正行為を行った者

エ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

オ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

カ 入札価格の記載において(6)のエの要件を満たさない入札書を提出した者

キ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

ク 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

ケ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤により取り消すことが認められるものを提出した者

コ 保険金を納入しない者及び保証金の納入額が不足する者

サ 1 人で 2 以上の入札をした者

シ 代理人でその資格のないもの

ス 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(12) 入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。

(13) 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止する。

なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。

(14) 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができるが、辞退する場合は、速やかに入札辞退届（様式 7）を提出すること。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではない。

(15) 落札の無効

落札者は、落札の通知を受けた日から原則として 5 日以内に申込書を提出しなければ、その落札は無効とする。

(16) 契約条項を示す場所

(1)に同じ。

4 その他

(1) 詳細は入札説明書による。

(2) 契約書の作成の要否 否

(3) 契約保証金

ア 契約締結の際に、規則第 115 条第 1 項の規定に基づき、入札書に記載する総額に 100 分の 110 を乗じて得た金額の 100 分の 10 以上に相当する額の契約保証金を納付すること。ただし、当該契約について保険会社との間に佐賀県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合は、契約保証金を免除する。

イ 契約保証金の納付に代えて、規則第 116 条の規定に基づき、3 の(7)のイに掲げる価値の担保を供することができる。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。

(5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告し、入札を行うものとする。

(6) 仕様書及び附属書類の記載内容の無断転載を禁止する。

(7) 個人情報取扱特記事項に違反した場合は、入札参加資格停止等の措置を講ずることがある。

(8) 本業務に従事する者又は従事していた者が、当該業務に関して知り得た個人情報を不正に提供又は盗用した場合などは、佐賀県個人情報保護条例（平成 13 年佐賀県条例第 37 号）上の罰則規定（第 44 条及び第 45 条）及びこれらの違反行為に関する両罰規定（第 47 条）に基づき処罰されることがある。

(9) 翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削除があった場合は、当該契約を解除できるものとする。